**平成２４年（フ）第６１０号**
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目２番６号
債務者　中村マツエ
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６２２号**
岡山市南区新保849番地２　新保マンション303、旧住所岡山市東区瀬戸町万富1892番地Ｂ９番館４号
債務者　原田　征治
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３９号**
岡山市東区西大寺浜353番地１レオパレスあんず201、旧住所岡山市東区城東台東２丁目５番７号
債務者　今脇　康夫
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９９号**
岡山市東区可知３丁目１番29号
債務者　矢吹　一法
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２２号**
熊本県八代市鏡町下村397番地Ｂ203
債務者　櫨川　明次
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

**平成２５年（フ）第２５号**
熊本県八代市松江町459番地202
債務者　橋本麻里代
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２５年（フ）第２１３５号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目27－１－202
債務者　下大園　智
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２１３６号**
東京都練馬区高野台１丁目23―20―803
債務者　屋嘉部　修
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２１９３号**
神奈川県川崎市中原区上小田中２丁目18―28
債務者　原　　公美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２１４号**
東京都大田区南蒲田２丁目18－６　飯塚方101
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２１８号**
東京都中野区松が丘２丁目１－４―101
債務者　田淵　鉄也
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２３９号**
東京都江東区北砂２丁目１－６―305
債務者　礒邉未記こと　礒邉　未記
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２５６号**
東京都調布市小島町３丁目64―５―101
債務者　辻　　和江
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２５８号**
東京都葛飾区高砂８丁目８－３―201
債務者　中森　和枝
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２６２号**
東京都中野区弥生町５丁目11―21―501
債務者　藤麻　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部